

平成23年 4 月 19 日
(2011年)

業者各位

和歌山市水道局経理課長

低入札価格調査制度の改正について

このことについて、次のとおり平成23年度発注分から適用しますのでお知らせします。

1 主な改正内容

(1) 簡易型低入札価格調査とする対象工事の変更

従来、予定価格が1,000万円未満の配水管工事について、簡易型低入札価格調査としていたものを、予定価格が6,000万円未満の配水管工事について簡易型低入札価格調査とします。

(2) 簡易型低入札価格調査時の提出資料の変更

従来、「工事施工に関する誓約書」のみの提出であったものを、「工事施工に関する誓約書」及び「低入札価格調査に関する様式(別記様式第3号～第12号)」とします。

2 関係要綱等

(1) 和歌山市水道局建設工事等に係る低入札価格調査の実施要綱

(2) 事後審査型制限付き一般競争入札(持参方式)における入札条件

3 その他

詳しくは、別紙資料及び関係要綱等を確認してください。

別紙資料

簡易型低入札価格調査制度の変更点

	新制度	旧制度
○簡易型低入札価格調査とする対象工事	予定価格が6,000万円未満の配水管工事	予定価格が1,000万円未満の配水管工事
○簡易型低入札価格調査における資料の提出期限	落札予定者となった日の翌日の午後3時まで	規定なし(調査時まで提出のこと。)
○簡易型低入札価格調査に係る提出資料	・誓約書 (別記様式第1号)	誓約書(別記様式第1号の2)
	・当該価格で入札した理由 (別記様式第3号)	
	・調査対象工事に関連する手持ち工事の状況 (別記様式第4号)	
	・過去に施工した公共工事名及び発注者 (別記様式第5号)	
	・労務者の確保計画 (別記様式第6号)	
	・下請予定業者届出書 (別記様式第7号)	
	・調査対象工事に使用する手持資材の状況 (別記様式第8号)	
	・資材購入先一覧 (別記様式第9号)	
	・配置予定技術者名簿 (別記様式第10号)	
	・調査対象工事に使用する手持機械の状況 (別記様式第11号)	
・建設副産物の搬出先 (別記様式第12号)		
○施工体制台帳及び施工体系図の作成及び提出の要否	必要である。	必要なし。